

項番	対象	ご意見の内容	ご意見に対する考え方	
1	I-1-2	消費者の操作ミスによる 錯誤	事業者は消費者に錯誤(操作ミス)があっても契約の有効性を主張できる(民法第95条第3項)。新民法でこの書き方はおかしい。	ご指摘の箇所は、民法第95条第3項が適用される結果、消費者が意思表示の取消しをすることができない場面に、事業者は契約の有効性を主張することができることを述べたものであり、特に修正の必要はないものと考えます。
2	I-1-3	ワンクリック請求と契約の 履行義務	・意見内容 ワンクリック詐欺に錯誤を使うと新民法では無視せずに連絡しなければならないことになる。むしろ有料であることに気付きにくくなっているのは548条の2第2項の「その定型取引の態様及びその実情並びに取引上の社会通念に照らして第一条第二項に規定する基本原則に反して相手方の利益を一方向的に害すると認められるものについては、合意をしなかったものとみなす」を使うべきである。 ・理由 錯誤は無効でなく取消し可能になった。取消しなら取消し意思表示をしなければならない。に対して錯誤取消は、請求に応じる法的根拠がないことの一つとして挙げているものです。もともと、そもそもワンクリック詐欺の場合は、契約が不成立と考えられる場合が多いと考えられます。そして、その場合は特段の意思表示を行う必要はありません。ご指摘の定型約款に関する規定も適用の可能性があります。ワンクリック詐欺においては、上述のとおり、そもそも定型取引合意自体が認められず、みなし合意の効力を検討するまでもないことが一般的と考えられます。と言っているが、取消しだとすれば一応は有効であり、無視すれば5年で取消権は時効が完成する(そこが旧制度との実質的な違い)。いや債務も5年で時効が完成するからいいではないかというかもしれないが、弁済期をわざと遅らせるようにして取消権だけ時効を完成させてしまうという悪用が考えられるので、極力他の根拠を使うべきである。	今後の準則改訂の参考にさせていただきます。
3	I-2-1	ウェブサイトの利用規約 の定型約款該当性	意見: 「サイト利用規約」という用語を再度見直すべき 理由: 電子商取引事業者と購入者との契約、またデジタルプラットフォームと利用事業者との契約には、決済、ポイントの付与と利用、物流など、サイト上の行為に限らず、取引に関する多くの内容が盛り込まれています。「サイト利用規約」という用語は、IDパスワードの扱いや著作権関連など「ウェブサイトを利用(閲覧)するにあたってのルール」という狭い意味で使われる場合もあるので、元の「利用規約」の方が良いのではないかと考えます。	従来は「利用規約」や「サイト利用規約」の用語が混在していた中、電子商取引においてはウェブサイトが取引の起点であることを捉え、今回の改訂にて、「サイト利用規約」に統一しております。I-1-1で下記のように定義されているとおり、「サイト利用規約」はウェブサイト上の活動に限らない取引条件全般についての利用規約を指しておりますが、より適切な用語法については今後も検討して参ります。 「電子商取引を行う場であるウェブサイトには、利用規約、利用条件、利用契約等の形で取引条件に関する記載がされていることがある(以下「サイト利用規約」という。)」
4	I-2-1-1	利用規約の定型約款として の契約への組入れ	(該当箇所) これに対して、サイト利用規約中でQ&A等の文書を引用していない場合や、例えば「当社が作成したルールは本規約の一部を構成するものとします。」というようにサイト利用規約中で被引用文書を明確に特定していない場合には、定型約款の一部を構成するものとは言えないと考えられる。 (提出意見) 被引用文書がサイト利用規約中で明確に特定していない場合であっても、(a)契約者が被引用文書の内容に容易にアクセスできる場合(当該内容を定型約款準備者に照会すれば回答を得られる場合も含みます)、(b)契約者が被引用文書の内容について特段の意思を有しない(当該内容について定型約款準備者のサービス仕様準じる意思である)場合には、定型約款の一部を構成すると考えるのが自然だと思われまます。したがって、上記の文章は、より正確な記載に改めて頂く必要があると考えます。 (理由) (1) 契約者は、民法548条の3第1項に基づき、定型取引後であっても定型約款の内容につき表示請求を行うことができ、これにより被引用文書の内容を自ら知ることができるので、サイト利用規約の文言によって一律に定型約款を構成しないという整理は極端なように思われます。 (2) 契約者の合理的な意思解釈として、契約条項の細かな部分(例えばサービスの技術的仕様等)については定型約款事業者の規定する内容に委ねる場合もあり、このような場合まで定型約款の内容から外す必要はないと思われました。	ご指摘の箇所のように、Q&A等の対象文書の特定自体がなされていない場合、当該対象文書はそもそも定型約款と一体の文書とはいえないと考えられます。その結果、たとえ契約者が定型約款の内容についての表示の請求(民法548条の3第1項)を行ったとしても、当該対象文書が定型約款の一内容として開示されるとは限らないと考えられます。また、仮に契約者の合理的な意思を解釈するとしても、定型約款の一内容を構成する文書として特定がなされていないものを含め、定型約款準備者が用意する一切の契約条件等を包括的に受け入れる意思までは読み取れないことが通常と考えられます。したがって、ご指摘の箇所は、Q&A等の対象文書が特定されていない場合、定型約款の一部を構成しないことを正しく記述したものであり、特に修正の必要はないものと考えます。
5	I-2-1-3	定型約款となるサイト利用 規約の契約締結後の 変更	「デジタルプラットフォームが寡占的である場合が多いことに加えて、デジタルプラットフォームを通じて獲得した顧客やデジタルプラットフォームに蓄積された商品マスターや取引履歴などの情報資産が存在しているため、上記のような不利益の低減措置を講じても、デジタルプラットフォームを利用する事業者にとっては他の事業者に乗り換えることは容易ではなく、不利益な定型約款変更を受け入れざるを得ない面がある」(35p)は、「【ビジネスの種類や特徴によっては、】デジタルプラットフォームが寡占的である場合が多いことに加えて…(略)…」と修正すべきである。 デジタルプラットフォームが用いられるビジネスは多種多様であり、また、サイズやユーザー数もかなり差がある。例えば、オンラインモールについては、ユーザーによるマルチホームिंगを裏証する文献(Akman A Web of Paradoxes: Empirical Evidence on Online Platform Users and Implications for Competition and Regulation in Digital Markets (2021))もすでにあるところであり、一部のデジタルプラットフォームについて妥当な特徴がすべてのデジタルプラットフォームビジネスに当てはまるかのような表現よりは、正確性の観点から修正すべきである。	ご指摘を踏まえ、「デジタルプラットフォームが寡占的である場合が多いことに加えて」との記載を「市場規模や業態にもよるものの、デジタルプラットフォームが寡占的である場合があることに加えて」との記載に修正しました。

項番	対象	ご意見の内容	ご意見に対する考え方	
6	I-2-1-3	定型約款となるサイト利用規約の契約締結後の変更	<p>(該当箇所) デジタルプラットフォーム運営者が、当初は利用者を増やしてデジタルプラットフォームのネットワーク価値を高めるために無料又は安価な手数料でデジタルプラットフォームを利用させ、後日手数料を引き上げることで収益を確保するというようなビジネス手法を採用することは世上しばしば見受けられるところであるが、契約期間の途中で手数料を引き上げるような変更は、特段の事情がない限り、民法548条の4に定める…(中略)…要件を満たすことは難しいと思われる。</p> <p>(提出意見) (a)上記で想定されている事例は、デジタルプラットフォーム運営者が、当初から有している値上げの意図を契約者に隠して、不意打ち的に不合理な価格まで値上げすること等であること(料金値上げを当初より予告していれば問題ないこと)を明確にして頂けないでしょうか。 (b)上記にいう「特段の事情」とは具体的に何を指すか明確にして頂けないでしょうか。</p> <p>(理由) (1)上記の文章は、デジタルプラットフォーム運営者に限定する記載になっておりますが、当該解釈が他のサービス運営における法解釈に波及する可能性が懸念されましたので、記載の趣旨を明確にして頂きたく意見を述べた次第です。 (2)加入時に安くサービスを試してもらい、継続利用を求める場合には手数料を上げる(それにより全体収支を取る)というビジネス手法にも一定の合理性がございます。手数料の値上げの合理性が否定されるのは、このようなビジネスモデルであること(継続利用により手数料が上昇すること)を契約者が認識していない場合に限られ、上記の文章では問題にする範囲が広すぎると思われました(提出意見(a))。 (3)また、サービス調達・提供・追加開発等によるコスト増や、その価格転嫁も含めて、契約期間の途中で手数料を値上げするべき事情は多くあると思われまます。民法548条の4では、こうした「その他変更に係る事情」を含めて合理性を判断することになりますので、上記の文章のように、契約期間中の手数料の値上げは同条の要件を満たすことは難しく、民法548条の4の法文上現れない「特段の事情」が別途必要となるというのは議論の順序が逆転していると考えます(提出意見(b))。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、「当初は利用者を増やしてデジタルプラットフォームのネットワーク価値を高めるため」との記載を、「利用者を増やしてデジタルプラットフォームのネットワーク価値を高めるために」に修正し、また、「契約期間の途中で手数料を引き上げるような変更は、特段の事情がない限り」との記載を、「契約期間の途中で手数料を引き上げるような変更は、このような変更を正当化する特段の事情がない限り」、さらに、「なお、民法548条の4は、契約期間中に同意なく行われる定型約款の変更の要件を定めるものであるから、個別の合意に基づく手数料の変更や新規の契約に変更後の手数料率を適用することは、民法548条の4に抵触するものではない。」との記載を、「なお、民法548条の4は、契約期間中に同意なく行われる定型約款の変更の要件を定めるものであるから、①定型約款中に最初から手数料の段階的な引上げと引上げ後の手数料額を定めておくこと、②個別の合意に基づき手数料を変更すること、及び③手数料を引き上げる定型約款の修正を行った後に締結される契約に修正後の定型約款に定める引上げ後の手数料率を適用することは、いずれも民法548条の4に抵触するものではない。」に修正しました。</p>
7	I-2-1-3	定型約款となる(サイト)利用規約の契約締結後の変更	<p>意見: デジタルプラットフォームに関する記述が実態と異なり、論拠が不足している</p> <p>理由: 「デジタルプラットフォームが寡占的である場合が多い」との記述及び脚注3は、DPF取引透明化法の特定デジタルプラットフォームを念頭においたものと思われるが、やや不正確な印象を受けます。取引DPF消費者保護法においては、より広くさまざまなデジタルプラットフォームが対象とされ、その中には、シェアリングサービスなど寡占的とは言えない分野もあります。寡占的な分野のデジタルプラットフォームに限定された記載であったとしても、「デジタルプラットフォームを利用する事業者にとっては他の事業者に乗り換えることは容易ではなく」という記載は実態と異なるように思います。利用事業者の多くは、既に複数のデジタルプラットフォームを利用することでリスク分散を図っており、「乗り換え」という表現には違和感があります。契約上は離脱が可能(容易)でも、ビジネス上の理由で実質的には離脱が難しく不利益な変更を受け入れざるを得ない、という事例は、デジタルプラットフォーム以外の定型取引でもたくさんあるように思います。このような場合に、解除権の付与が不利益軽減措置として評価されず、変更の効力が否定された裁判例があるのであれば、それを根拠としてお示しいただく必要があると考えます。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、「デジタルプラットフォームが寡占的である場合が多いことに加えて」との記載を、「市場規模や業態にもよるものの、デジタルプラットフォームが寡占的な場合があることに加えて」に修正しました。また、「デジタルプラットフォームを利用する事業者にとっては他の事業者に乗り換えることは容易ではなく」との記載を、「デジタルプラットフォームを利用する事業者にとっては、情報資産が蓄積したプラットフォームの利用を直ちに取りやめることは容易ではなく」に修正しました。</p>
8	I-2-1-3	定型約款となる(サイト)利用規約の契約締結後の変更	<p>意見: 個人情報保護法に関する記述は別論点とすべき</p> <p>理由: 公法上の同意の要求は私法上の同意とは異なり、民法の定型約款に関する規定が適用されないということは理解できますが、それ以降の記述は、個人情報保護法の解釈であって民法の解釈ではないので、この論点に記載すべき内容ではないように思います。</p>	<p>ご指摘を踏まえ、「個人情報保護法上の同意が適切になされたか否かについては、事業の性質及び個人データの取扱状況に応じ、本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる適切かつ合理的な方法により同意が取得されたかを検討する必要がある。定型約款であるサイト利用規約の変更が行われた場合において、当該変更が民法第548条の4に基づき私法上有効とされる場合であっても、個人情報保護法第18条で要求される個人情報の目的外利用への同意や同法第27条で要求される第三者提供への同意がなされた」と直ちにみなすことはできず、適切かつ合理的な方法により同意が取得されたかが問題となる。」の記載は削除いたしました。</p>
9	I-2-2	定型約款の規定が適用されないサイト利用規約の契約へ	<p>意見(質問): (4)②iii)第2段落には意味のある分析がされていると思いますが、削除された理由は何でしょうか?</p>	<p>ご指摘の箇所に記載しておりました画一的取引の要請に関する観点は、今般の改訂において記載を拡充した定型約款該当性(I-2-1)に沿う内容であり、I-2-1の記載と重複感があったこと、利用規約に関する黙示の同意という文脈において必須ではない要素であること等を踏まえ、削除したものです。</p>
10	I-2-4	契約中の個別条項の有効性	<p>不当条項排除はあるが、不意打ち条項排除は改正過程で検討されたが結局明文化はされなかった。 https://www.kobegodo.jp/LawyerColumn.html?id=673 こちらが、不当条項ではない(むしろ消費者へのサービスといえる)が不意打ち条項と考えられる実際の例。 https://q.hatena.ne.jp/1670273168</p>	<p>いわゆる不意打ち条項は、民法第548条の2第2項の明文には規定されておませんが、下記のURLで示す国会審議での法務省からの答弁のとおり、不意打ち条項も同条項の適用対象となり得ますので、特に修正の必要はないものと考えます。</p> <p>第192回国会衆議院法務委員会議事録第11号15頁(小川政府参考人発言) https://kokkai.ndl.go.jp/#/detail?minId=119205206X01120161125&current=52</p>

項番	対象	ご意見の内容	ご意見に対する考え方	
11	I-7	アプリマーケット運営事業者の責任	・意見内容 脚注10について根拠法として法の適用に関する通則法第11条ではないのか。 ・理由 解釈上問題はありますが、日本向けに販売すれば同第6項には当たらないと考えられる。 に対して 特定商取引法に基づく広告の表示義務等の行政規制の適用範囲については、特定商取引法の規定の解釈により定まります。 と答えた上で、今回リンクを加えているが、そのA1では日本国内の販売業者等と海外の購入者等との取引については、特定商取引法第26条第1項第2号で「本邦外に在る者に対する商品若しくは権利の販売又は役務の提供」を適用除外としています。 と述べてその反対解釈をしているが、反対解釈でなく明確な根拠は依然として法の適用に関する通則法第11条ではないのか。	繰り返しとなりますが、特定商取引法に基づく広告の表示義務等の行政規制の適用範囲については、特定商取引法の規定の解釈により定まるものであり、法の適用に関する通則法第11条が直接の根拠とはならないと考えます。
12	I-8-5	売主に対する業規制	「インターネット・オークション以外のユーザー間取引における「販売業者」「役務提供者事業者」において、「類推適用は困難である。」とあるところ、このように言える根拠は何か。	クラウドソーシングのようなサービス提供を前提とするユーザー間取引については、基本的に商品の販売を行うという側面がないことから、商品の販売の場面を対象として策定されているオークション・ガイドラインの考え方を類推適用することは困難であると考えられます。
13	I-8-7	デジタルプラットフォームにおける約定解除権の行使	(該当箇所) 乗務上、出店者向けの利用規約等では、出店停止処分等の対象事由を具体的に列挙した上で、それらに含まれない事態が生じた場合に備えて、「…その他当社が合理的に判断する場合」、「その他各号に準じる場合」のような包括的な対象事由を定める条項が設けられることが多い。しかし、こうした多数の出店者向けに画一的に適用される利用規約等は、通常、民法上の定型約款に該当するところ、そのような包括的な条項を根拠として、併記されている具体的に列挙された対象事由からは通常想定できないような事由に基づく処分のように、プラットフォーム事業者が一方向的に有利な処分を行う場合において、このような包括的な条項は、具体的に列挙された対象事由の内容や出店停止処分等により出店者が被る不利益の内容等の個別の事情に照らした合理的な限定解釈が加えられるか、あるいは(民法)「第一条第二項に規定する基本原則に反して相手方の利益を一方向的に害すると認められるもの」として合意をしないものとみなされ(民法第548条の2第2項)、処分の根拠としての有効性を否定され得る。 (提出意見) 「…その他当社が合理的に判断する場合」、「その他各号に準じる場合」のような包括的な対象事由を定める条項が合意しなかったとみなされる場合は、例外的な場合に限られる旨を明確にして頂けないでしょうか。 (理由) (1) 上記の文章は、プラットフォーム事業者に限定する記載となっておりますが、当該解釈が他のサービス運営における法解釈に波及する可能性が懸念されましたので、記載の趣旨を明確にして頂きたい意見を述べる次第です。 (2) 上記の包括的な条項は、利用規約等で網羅的な記載が困難な場合のバスケット条項であり、一律に民法548条の2第2項により合意しなかったとみなされるよりも、合理的な限定解釈が加えられるのが契約当事者の合理的な意思にも合致し、適切であると考えております(合意しなかったとみなすとの帰結は、信義則等を考慮した解釈上の最終手段であると考えます)。	ご指摘を踏まえ、「あるいは(民法)『第一条第二項に規定する基本原則に反して相手方の利益を一方向的に害すると認められるもの』として合意をしないものとみなされ(民法第548条の2第2項)、処分の根拠としての有効性を否定され得る」との記載を、「あるいは、(民法)『第一条第二項に規定する基本原則に反して相手方の利益を一方向的に害すると認められるもの』として合意をしないものとみなされ(民法第548条の2第2項)、処分の根拠としての有効性を否定される場合も有り得る」に修正しました。
14	I-8-7	デジタルプラットフォームにおける約定解除権の行使	意見: 包括的な処分事由を不当条項とする根拠が不足している 理由: デジタルプラットフォームの規約において、消費者や第三者の権利利益を保護するために緊急に出店停止等の処分が必要となる場合(具体的に列挙した事由では読みきれない、規約策定時点では予測不可能であった新たな不正行為の出現)に備え、「その他…」のような包括的な対象事由を定めることには、一定の合理性があると考えます。 個別事案への適用が不適切と思われる場合は、処分を受けた店舗が争うことができるのは当然ですが、そのような包括的な条項が、定型約款の不当条項に該当し「有効性を否定され得る」とまで記載するには、裁判例など明確な根拠が必要と考えます。	ご指摘を踏まえ、「あるいは(民法)『第一条第二項に規定する基本原則に反して相手方の利益を一方向的に害すると認められるもの』として合意をしないものとみなされ(民法第548条の2第2項)、処分の根拠としての有効性を否定され得る」との記載を、「あるいは、(民法)『第一条第二項に規定する基本原則に反して相手方の利益を一方向的に害すると認められるもの』として合意をしないものとみなされ(民法第548条の2第2項)、処分の根拠としての有効性を否定される場合も有り得る」に修正しました。
15	II-3	P2Pファイル共有ソフトウェアの提供	脚注2 最終段落 そもそもこれは刑事罰は「継続的に又は反復して行った者」だけ。	ご指摘の箇所は、著作権法に基づく処罰の対象範囲が拡大してきたことを示すものであり、特に修正の必要はないものと考えます。
16	II-5	ドメイン名の不正取得等	「JACCS」と「jaccs」を対比すると、「…」について、確かに判決文でそう言っているが、ドメイン名は大文字と小文字を区別しないのであって、単に習慣的に小文字で書くのが一般的なだけ。判決文は勘違いしているだけ。しかし判決の結論に影響はないどころか、なおのこと「類似」と言える。	ドメインの取得行為等に関する不正競争該当性については、今後の実務や裁判例を注視して参ります。
17	II-6	インターネット上への商品情報の掲示と商標権侵害	199頁 真正商品を改造した場合に商標権侵害を認めた事例が、簡易裁とはいえ存在することに注意すべき。 https://www.udf-jp.org/2022113001-2/	今後の準則改訂の参考にさせていただきます。
18	III-1-1	情報財が媒体を介して提供される場合	最近のソフトは賃貸に近い利用方法が主流になってきているのに、なぜ従来主流だった方法「だけ」のままなのか。	今後の準則改訂の参考にさせていただきます。

項番	対象	ご意見の内容	ご意見に対する考え方
19	その他	<p>現在、電子商取引等で見られる問題点</p> <p>電子商取引等周りの法律がガバガバで実態に沿っておらず、以下のようなケースがで多く見られるものの、一向に改善されないため、しっかりとあるべきルールを検討し準則に明記して欲しい。</p> <ol style="list-style-type: none"> サブスク契約における、購入(加入)手続きはオンラインでできるが、解約はオンラインで完結できず、電話や書面でないとけないケース。(公共放送、オンラインストアなどで導入されている) 偽造免許証など、偽造された身分証を用いてプラットフォームに虚偽の情報で会員登録をするケース。(ユーザーは、主にモール、フリマサイト、オークションサイトなどで偽物を販売している) 他人からプラットフォームのアカウントを買い取って、虚偽の情報で商品の販売をするケース。(ユーザーは、主にモール、フリマサイト、オークションサイトなどで偽物を販売している) 「インターネット・オークションにおける「販売業者」に係るガイドライン」における販売業者に該当すると思われる人物または法人が、オークションサイトやフリマサイトで個人アカウントを用いて、特定商取引法に基づく表記を行わず、匿名で取引をするケース。(個人を装って取引をすることで、販売業者としての責任を逃れたり、脱税を意図している) 個人事業主が特定商取引法に基づく表記の住所や電話番号欄に、ECプラットフォームの情報を掲載し、消費者からの求めで速やかに開示するとあるものの、開示されないケース。(販売業者としての責任を逃れることを意図している) 古物商がフリマサイトやオークションサイトで個人アカウントから仕入れをする際に、匿名で取引がなされた場合、プラットフォームの利用規約で個人情報を聞き出すことが禁止されており、本人確認ができないケース。 事業者が仕入れをする目的で商品の購入をした際に、消費者と同様の保護を求めるケース。(記載内容から大きく乖離しない範囲の傷でも、商品に少しでも傷があると転売ができないため、返品を要求される) 決済代行サービス提供者が、カード利用者からのチャージバックの申し立てによって、加盟店の売上を一方的に差し引くケース。 転売目的の商品の購入を禁止しているサイトで、転売目的の人が目的を隠して購入したり、Botなどを用いて購入を試み、サイトをダウンさせてしまうケース。 	今後の準則改訂の参考にさせていただきます。
20	その他	<ul style="list-style-type: none"> 該当箇所 随所 意見内容 リンクが2行以上になると正常にリンクにならないのを直す。 理由 意見内容のとおり。 <p>(他、体裁に関するご意見19件)</p>	体裁に関していただいたご意見について、適宜採用させていただきます。
21	その他		その他、準則には関係しないご意見3件があった

※ ご意見については、要約して記載しております。

※ 同じ方から複数の論点についてご意見をいただいている場合があるため、意見提出件数(10件)と上記の表のご意見の数とは一致していません。